

広島県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年九月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田邑南線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市吉田町相合字宮沖一一五五番二地先から 安芸高田市吉田町相合字久保田九七〇番一地先まで		七・四〇〇～二〇・五〇〇	五四四・七〇		
	一一・四〇〇～二〇・二〇〇		五四四・七〇		拡幅